

○横手市建設工事等入札制度実施要綱

平成17年10月1日

告示第12号

改正 平成20年3月31日告示第38号

平成21年4月1日告示第59号

平成22年4月1日告示第44号

平成24年11月26日告示第235号

平成28年8月22日告示第140号

平成29年3月13日告示第19号

平成31年3月29日告示第49号

令和7年4月1日告示第106号

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、横手市契約規則（平成17年横手市規則第58号。以下「規則」という。）その他横手市の入札契約制度の関係要綱等に定めるもののほか、市が発注する建設工事及び建設コンサルタント等業務（以下「建設工事等」という。）の指名競争入札に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約審査会 規則第5条に規定する契約審査会をいう。
- (2) 名簿登載者 規則第7条に規定された有資格者名簿に登録された者をいう。
- (3) 契約事務担当課長 規則第2条に規定された課長をいう。

(指名競争入札に付す建設工事等)

第3条 指名競争入札に付す建設工事等は、次による。

- (1) 設計金額が200万円を超える建設工事（消費税及び地方消費税を含む。）
- (2) 設計金額が100万円を超える建設コンサルタント等業務委託（消費税及び地方消費税を含む。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、契約審査会が必要と認めた建設工事等

(建設工事の指名基準)

第4条 建設工事の指名競争入札に指名できる者は、入札に付する建設工事の設計金額に対応する別表第1の該当等級に掲載された名簿登載者とする。

2 前項の指名においては、次に留意しなければならない。

- (1) 信用度
- (2) 手持ち業務の状況

(3) 技術者の保有状況

(4) 工事成績

(5) 指名停止の状況

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、名簿登載者のうちから別に指名することができる。

(1) 入札不調になった場合

(2) 特別の施設又は技術を要するため設計金額に比して工事の難易度に著しい相違が生ずるときで、別表第2に定める基準による場合

(3) 災害により緊急を要する工事を施工する場合

(4) 継続工事、関連工事の施工及びその他特別な事由があると契約審査会が認めた場合
(建設コンサルタント等の指名基準)

第5条 建設コンサルタント等業務委託の指名競争入札に指名できる者は、当該業務別に掲載された名簿登載者とする。

2 測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務、補償コンサルタント業務又は地質調査業務委託の指名競争入札に指名できる者は、前項の名簿登載者のうち、建設コンサルタント等業務委託の設計金額に対応する別表第3の該当等級に掲載された者とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、名簿登載者のうちから別に指名することができる。

(1) 入札不調になった場合

(2) 特別の施設又は技術を要するため、設計金額に比して業務の難易度に著しい相違が生ずる場合

(3) 災害等により緊急を要する業務を委託する場合

(4) 継続業務、関連業務の委託その他特別な事由があると契約審査会が認めた場合

4 前3項の指名においては、次に留意しなければならない。

(1) 信用度

(2) 手持ち業務の状況

(3) 技術者の保有状況

(4) 業務の実績

(5) 指名停止の状況

(指名停止)

第6条 市長は、名簿登載者が別に定める横手市建設工事等入札参加者指名停止基準（平成22年横手市告示第44号）に該当する場合は、契約審査会の審議を経て、当該名簿登載者に対し、期間を定めて指名を停止する。

(指名通知後の入札参加資格等の取消し)

第7条 市長は、当該入札に参加させようとした者が指名競争入札通知書による通知後、当該入札が執行されるまでの間に建設工事等入札参加者指名停止基準により指名停止された場合は、当該指名を取り消す。

(施工条件等の説明)

第8条 建設工事等の施工条件等の説明は、原則として設計図書の閲覧及び質疑回答による。ただし、必要に応じて現場説明ができるものとする。

(入札価格見積期間)

第9条 契約事務担当課長は、建設工事等の入札に当たり、入札価格を算定するために必要な期間（以下「見積期間」という。）を設けなければならない。

2 建設工事の見積期間は、次による。ただし、やむを得ない事情があるときは、第2号及び第3号の期間を5日以内に限り短縮することができる。

(1) 1件の予定価格が500万円未満の建設工事については、1日以上

(2) 1件の予定価格が500万円以上5,000万円未満の建設工事については、10日以上

(3) 1件の予定価格が5,000万円以上の建設工事については、15日以上

3 見積期間の計算は、横手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年横手市条例第50号）に規定された休日を除いた期間で設計図書閲覧開始の日又は現場説明の日のそれぞれ翌日から起算し、入札開札日の前日までとする。

4 建設コンサルタント業務委託の見積期間は、入札価格を算出するための期間を考慮し、契約事務担当課長がその都度設定する。

(入札の辞退又は欠席)

第10条 契約事務担当課長は、指名競争入札において入札を辞退しようとする者がいるときは、入札執行前にあつては入札辞退届を持参させ、又は郵送等により提出させ、入札執行中にあつては入札辞退届又はその旨を明記した入札書を直接提出させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、電子入札システムによる入札における取扱いは、別に定める。

(入札)

第11条 入札書は、電子入札システムにより提出させるものとする。ただし、市長が紙入札方式によることを認めた場合にあっては、持参により提出させることができる。

2 前項ただし書の規定により、入札書を持参し、提出したものについては、開札に立ち合わせるものとする。

3 入札参加者全員が紙入札方式により入札書の提出を行った場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行うことができる。

(紙入札における無効の入札)

第12条 紙入札方式により入札書を提出したものが工事別一式額の見積書を添付しない入札又は当該見積書の内容に不備がある入札は、無効とする。

(同価格の入札書が2者以上ある場合の落札者の決定方法)

第13条 契約事務担当課長は、落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、落札決定を保留した上で直ちに当該入札者に出席を求め、くじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、初めのくじにより落札者を決定するくじを引く順番を決め、その順番で落札者を決定するくじを引かせるものとする。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、電子入札システムによる入札における取扱い、別に定める。

(入札不調)

第14条 入札不調の場合の随意契約は、原則として行わず、直近上位等級に属する他の名簿登載者による指名競争入札を行う。

2 契約事務担当課長は、最上位等級に属する者による指名競争入札を行い、落札とすべき入札を行った者がいない場合であって、再度の入札額と予定価格との差が少額で事情により指名替えが困難と判断される場合は、随意契約ができるものとする。

(建設工事紛争審査会への仲裁合意)

第15条 市長は、建設工事の請負契約を締結するときは、建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する旨の仲裁合意書を締結するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の横手市建設工事等入札制度実施要綱（平成15年横手市告示第10号）、大森町建設工事等入札制度実施要綱（大森町制定）若しくは大雄村建設工事入札等実施要綱（平成8年大雄村要綱第6号）又は解散前の工事等の発注に伴う業者の指名及び入札の執行に関する要綱（平成13年横手平鹿広域市町村圏組合訓令第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年3月31日告示第38号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日告示第59号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の横手市

建設工事等入札制度実施要綱第 11 条第 2 項の規定は、平成 21 年 3 月 1 日から適用する。

附 則（平成 22 年 4 月 1 日告示第 44 号）抄
（施行期日）

1 この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 11 月 26 日告示第 235 号）
この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 8 月 22 日告示第 140 号）
この告示は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 13 日告示第 19 号）
この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日告示第 49 号）
この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 4 月 1 日告示第 106 号）
（施行期日）

1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の横手市建設工事等入札制度実施要綱第 3 条の規定は、施行の日以後に設計される建設工事等から適用し、同日前に設計された建設工事等については、なお従前の例による。

別表第 1（第 4 条関係）

建設工事等級別発注標準表

等級	一般土木工事 建築一式工事	舗装工事 水道施設工事	造園工事	電気工事 給排水暖冷房 衛生設備工事 一般塗装工事	左記以外の工 事
A	3,500 万円以上	1,500 万円以 上	2,000 万円以 上	1,000 万 円以上	金額の区分な し
B	1,500 万円以上 3,500 万円未満	1,500 万円未 満	2,000 万円未 満	1,000 万 円未満	
C	1,500 万円未満				

別表第 2（第 4 条関係）

判定基準

【難易度】A：特に困難な又は特に高度な技術を要する B：困難な又は高度な技術を要する

C又はD：一般的に生じる、又は通常の技術で対応可能

【総合判定】該当するすべての難易度項目のうちAが1／3以上ある場合はA、それ以外の場合で、AとBを合わせた項目が1／2以上ある場合はB

総合判定	大項目	小項目		
	内容	難易度	内容	評価事項
	1 構造物条件		①規模	対象構造物の高さ、延長、施工面積、加工深度の規模
			②形状	対象構造物の形状の複雑さ
			③その他	既設構造物の補強、撤去等特殊な工事対象
	2 技術特性		①工法等	工法、使用機械、使用材料等
			②その他	施工方法に関する技術提案等
	3 自然条件		①湧水・地下水	湧水の発生、掘削作業等に対する地下水他の影響等
			②軟弱地盤	支持地盤の状況
			③作業用道路・ヤード	河川内・急峻な地形条件下等、工事用道路・作業スペースの制約
			④気象	雨・雪・風・気温等の影響
			⑤その他	地すべり等の地質条件、急流河川における水流、動植物等に対する配慮等
	4 社会条件		①地中障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害物
			②近接加工	工事の影響に配慮すべき鉄道営業線、供用中道路、架空線、建築物等の近接物
			③騒音・振動	周辺住民等に対する騒音・振動等の配慮
			④水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮
			⑤作業用道路・ヤード	生活道路を利用しての資機材搬入等の工事用道路の制約、高架下等の作業スペースの制約
			⑥現道作業	現道上での交通規制を伴う作業
			⑦その他	騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等
	5 マネジメント性		①他工区調整	隣接工区との工程調整
			②住民対応	近隣住民との対応
			③関係機関対応	関係行政機関・公益事業者等との調整
			④工程管理	工期・工程の制約・変更への対応
			⑤品質管理	品質管理の煩雑さ、複雑さ
			⑥安全管理	高所作業、夜間作業等の危険作業

		⑦その他	災害時の応急復旧等
--	--	------	-----------

別表第3（第5条関係）

建設コンサルタント等業務委託等級別発注標準表

等級	測量業務	土木関係建設コンサルタント業務	左記以外の業務
A	100万円以上	金額の区分なし	金額の区分なし
B	600万円未満	600万円未満	
C	100万円未満		

別記様式(第15条関係)

(一般用)

仲 裁 合 意 書

工事名

工事場所

年 月 日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、契約権者及び契約者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

管轄審査会名 秋田県建設工事紛争審査会

年 月 日

契約権者 横手市長

契 約 者

仲 裁 合 意 書 に つ い て

1 仲裁合意について

仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねることを約する当事者間の契約である。

仲裁手続によってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、たとえその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはできない。

2 建設工事紛争審査会について

建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)は、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あっせん、調停及び仲裁を行う権限を有している。

また、中央建設工事紛争審査会(以下「中央審査会」という。)は、国土交通省に、都道府県建設工事紛争審査会(以下「都道府県審査会」という。)は各都道府県にそれぞれ設置されている。審査会の管轄は、原則として請負者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、都道府県知事の許可を受けた建設業者であるときは当該都道府県審査会であるが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。

審査会による仲裁は、三人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。また、仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士法の規定により弁護士となる資格を有する者である。

なお、審査会における仲裁手続は、建設業法に特別の定めがある場合を除き、仲裁法の規定が適用される。

別記様式（第 15 条関係）